

平成 25 年度第 6 回震災復興推進本部会議 審議・報告

提出 日：平成 25 年 9 月 2 日

担当部・課：復興事業部 復興住宅課〔内線 5 5 5 2〕

①件 名
復興推進計画（公営住宅関係）について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災被災者の入居については 被災市街地復興特別措置法（以下「特別措置法」という。）により入居収入基準の緩和が行われているが、特別措置法による緩和措置期間は発災から 3 年間とされているため、それ以降も引き続き入居収入基準の緩和を行う必要がある場合には、平成 26 年 3 月 11 日までに、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を策定し、承認を得る必要があるため。</p> <p>【目的】</p> <p>自ら住宅を確保することが困難な被災者等に対して、安定した生活を確保してもらうために、復興公営住宅の整備及び既存公営住宅の活用を図り、恒久的な住宅への移行を推進する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公営住宅法</li> <li>○被災市街地復興特別措置法</li> <li>○東日本大震災復興特別区域法</li> </ul> <p>【〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第 3 章 施策の展開 施策大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 2 住まいの再建</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年 10 月 石巻市災害復興住宅供給計画の策定</li> <li>・平成 23 年 12 月 石巻市震災復興基本計画の策定</li> <li>・平成 24 年 8 月 災害公営住宅入居意向調査</li> </ul>
⑤主な内容
<p>罹災者公営住宅供給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 平成 33 年 3 月 11 日まで（発災より 10 年間） ※東日本大震災復興特別区域法に定める最長期間とする</li> <li>・特別措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)入居資格要件のうち、住宅困窮要件を満たせば、入居を可能とする。（収入要件を問わない）</li> <li>(2)被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不相当となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年数の「1/4」から「1/6」に短縮する。</li> <li>(3) (2)における譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充当することができる</li> </ul> </li> </ul>

<b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居資格の緩和により、被災者等の住まいの確保が推進される。</li> <li>・譲渡処分要件の緩和により、適正な公営住宅の管理、運営が図られる。</li> </ul>	
<b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画については、宮城県が県内対象市町分を一括し、策定するものである。</li> <li>・福島県が同様に復興推進計画を申請中である。</li> </ul>	
<b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b>	
平成25年8月30日	復興推進計画の宮城県とりまとめ期限
平成25年10月初旬	宮城県による宮城復興局へ復興推進計画の申請
平成26年3月初旬まで	復興推進計画の承認
平成26年3月11日	東日本大震災復興特別区域法に基づく「緩和措置」の適用開始
<b>⑨その他</b>	